

別紙（九州電力送配電株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（5）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（6）～（12）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（13）（14）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

います。

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大電流が5 アンペア以下であること。

(b)定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電流

契約電流は、5 アンペアといたします。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	1 契約につき最初の 12kWh まで	314 円 79 銭
電力量料金	上記を超える 1kWh につき	17 円 46 銭

ホ 割引率

割引率は 1 0 % とします

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	297 円 00 銭
	15A		445 円 50 銭
	20A		594 円 00 銭
	30A		891 円 00 銭

	40A		1,188 円 00 銭
	50A		1,485 円 00 銭
	60A		1,782 円 00 銭
電力量料金	～120kW	1kWh	17 円 46 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	23 円 06 銭
	301kWh～	1kWh	26 円 06 銭

ホ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	314 円 79 銭
---------	------------

ヘ 割引率

割引率は10%とします

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	297 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	17 円 46 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	23 円 06 銭
	301kWh	1kWh	26 円 06 銭

ホ 割引率

割引率は10%とします

(4) スマートファミリープラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	297 円 00 銭
	15A		445 円 50 銭
	20A		594 円 00 銭
	30A		891 円 00 銭
	40A		1,188 円 00 銭
	50A		1,485 円 00 銭
	60A		1,782 円 00 銭
電力量料金	～120kW	1kWh	17 円 46 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	23 円 06 銭
	301kWh～	1kWh	24 円 96 銭

ホ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	314 円 79 銭
---------	------------

ヘ 割引率

割引率は10%とします

(5) スマートビジネスプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	297円00銭
電力量料金	1キロワット時につき	1kWh	23円06銭

ホ 割引率

割引率は10%とします

（6）高負荷率型電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯別区分

(a) 季節区分は次の通りとします。

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

② その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は次のとおりとします。

① 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

② 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ニ 契約容量

契約容量は、九州電力送配電株式会社 管内の従量電灯 C の契約に準じます。

ホ 料金単価

(a)基本料金

10kVA 以下の場合	1 契約につき	11,000 円 00 銭
10kVA を超える場合	上記をこえる 1kVA につき	1,100 円 00 銭

(b)電力量料金

		夏季	その他季
1kWh につき	休日	25 円 63 銭	22 円 92 銭
	夜間	10 円 49 銭	

ヘ 割引率

割引率は 10 % とします

(7) 電化でナイト・セレクト 2 1

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分、休日平日区分および時間帯別区分

(a) 季節区分は次の通りとします。

① 春季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

② 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

③ 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

④ 冬季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(b) 休日平日区分は次のとおりとします。

① 休日

休日とは次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

② 平日

休日以外の日をいいます。

(c) 時間帯区分は次のとおりとします。

① 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

② 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 9 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ニ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a) 基本料金

10kW 以下の場合	1 契約につき	1,650 円 00 銭
10kW を超える場合	1 契約につき最初の 15kW まで	4,400 円 00 銭
	上記をこえる 1kW につき	550 円 00 銭

(b) 電力量料金

		夏季および冬季	春季および秋季
1kWhにつき	休日	21 円 22 銭	17 円 82 銭
	平日	26 円 84 銭	23 円 95 銭
	夜間	13 円 21 銭	

へ 割引率

割引率は 3 % とします

(8) 電化でナイト・セレクト 2 2

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分、休日平日区分および時間帯別区分

(a) 季節区分は次の通りとします。

① 春季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

② 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

③ 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

④ 冬季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(b) 休日平日区分は次のとおりとします。

① 休日

休日とは次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4月30日
5月1日
5月2日
12月30日
12月31日

② 平日

休日以外の日をいいます。

(c) 時間帯区分は次のとおりとします。

① 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

② 夜間時間

毎日午前0時から午前8時まで及び午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ニ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条(12)最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a)基本料金

10kW 以下の場合	1 契約につき	1,650 円 00 銭
10kW を超える場合	1 契約につき最初の 15kW まで	4,400 円 00 銭
	上記をこえる 1kW につき	550 円 00 銭

(b)電力量料金

		夏季および冬季	春季および秋季
1kWh につき	休日	21 円 22 銭	17 円 82 銭
	平日	26 円 84 銭	23 円 95 銭
	夜間	13 円 21 銭	

ヘ 割引率

割引率は3%とします

(9) 電化でナイト・セレクト23

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として50キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器

等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分、休日平日区分および時間帯別区分

(a) 季節区分は次の通りとします。

① 春季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

② 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

③ 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

④ 冬季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(b) 休日平日区分は次のとおりとします。

① 休日

休日とは次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

② 平日

休日以外の日をいいます。

(c) 時間帯区分は次のとおりとします。

① 昼間時間

毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

② 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 9 時まで及び午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ニ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、

最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

(a)基本料金

10kW 以下の場合	1 契約につき	1,650 円 00 銭
10kW を超える場合	1 契約につき最初の 15kW まで	4,400 円 00 銭
	上記をこえる 1kW につき	550 円 00 銭

(b)電力量料金

		夏季および冬季	春季および秋季
1kWh につき	休日	21 円 22 銭	17 円 82 銭
	平日	26 円 84 銭	23 円 95 銭
	夜間	13 円 21 銭	

ヘ 割引率

割引率は 3 %とします

(10) 季特別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯別区分

(a) 季節区分は次の通りとします。

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

② その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は次のとおりとします。

① デイタイム

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

② リビングタイム

毎日午前 8 時から午前 10 時まで及び毎日午後 5 時から午後 10 時までの時間をいいます。

③ ナイトタイム

毎日午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ニ 契約容量

契約容量は、九州電力株式会社の季節別電灯（選択約款）によります。

ホ 料金単価

(a) 基本料金

6kVA 以下の場合	1 契約につき	1,210 円 00 銭
6kVA を超える場合	1 契約につき最初の 10kVA まで	1,650 円 00 銭
	上記をこえる 1kVA につき	297 円 00 銭

(b)電力量料金

		夏季	その他季
1kWh につき	デイトタイム	34 円 78 銭	28 円 92 銭
	リビングタイム	23 円 24 銭	
	ナイトタイム	11 円 89 銭	

ヘ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 3 %とします

(11) 時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯別区分

時間帯区分は次の通りとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ニ 契約容量

契約容量は、九州電力株式会社の時間帯別電灯（選択約款）によります。

ホ 料金単価

(b) 基本料金

6kVA 以下の場合	1 契約につき	1,210 円 00 銭
6kVA を超える場合	1 契約につき最初の 10kVA まで	1,650 円 00 銭
	上記をこえる 1kVA につき	297 円 00 銭

(b)電力量料金

1kWh につき	昼間時間	～80kWh	21 円 52 銭
		81～200kWh	28 円 88 銭
		201kWh～	32 円 82 銭
	夜間時間		11 円 89 銭

ヘ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 3 %とします

(12) ピークシフト電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯別区分

(c) 季節区分は次の通りとします。

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

② その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(d) 時間帯区分は次のとおりとします。

① ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

② 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ニ 契約容量

契約容量は、九州電力株式会社のピークシフト電灯（選択約款）によります。

ホ 料金単価

(c) 基本料金

6kVA 以下の場合	1 契約につき	1,210 円 00 銭
6kVA を超える場合	1 契約につき最初の 10kVA まで	1,650 円 00 銭
	上記をこえる 1kVA につき	297 円 00 銭

(c) 電力量料金

1kWh につき	ピーク時間		45 円 01 銭
	昼間時間	～80kWh	20 円 56 銭
		81～200kWh	27 円 60 銭
		201kWh～	31 円 37 銭
	夜間時間		11 円 89 銭

ヘ 最低月額料金

基本料金と電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金と再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 3 %とします

(13) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘル

ツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1012 円 00 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	17 円 12 銭
	上記以外	1kWh	15 円 43 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(14) 低圧季特別電力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

(a)夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(b)その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ヘ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき		kW	1,254 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	16 円 70 銭
		その他季	1kWh	14 円 60 銭
	夜間時間		1kWh	10 円 49 銭

ヘ 割引率

割引率は 2 % とします